# 令和3年第7回にかほ市議会定例会会議録(第3号)

- 1、本日の出席議員(17名)
  - 2 番 佐々木 孝 二
  - 4 番 伊 東 温 子
  - 6 番 齋 藤 進
  - 8 番 渋 谷 正 敏
  - 10 番 宮 崎 信 一
  - 12 番 佐々木 正 勝
  - 14 番 佐々木 敏 春
  - 16 番 佐 藤 文 昭
  - 18 番 佐 藤 元

- 3 番 小 川 正 文
- 5 番 齋 藤 聡
- 7 番 森 鉄 也
- 9 番 佐 藤 直 哉
- 11 番 佐 藤 治 一
- 13 番 佐々木 春 男
- 15 番 伊 藤 竹 文
- 17 番 菊 地 衛

- 1、本日の欠席議員(0名)
- 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 山 田 克 浩 次 長 須  $\blacksquare$ 益 E 班長兼副主幹 今 野 真 深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

之 市 長 市 Ш 雄 次 副 市 長 本 田 雅 総務 部 長 教 育 長 齋 藤 光 正 佐 藤 正 之 (危機管理監) 企画調整部長 佐 藤 喜 仁 市民福祉部長 美 奈 須 田 (地方創生政策監) 農林水産部長 村 上 司 建 設 部 長 冏 部 光 弥 商工観光部長 育 斎 藤 和 幸 教 次 長 畠 Щ 真姫子 防 会計管理者 消 長 加 藤 +須  $\blacksquare$ 徹 孝 総務課 長 佐々木 総合政策課長 齋 藤 稔 俊 まちづくり推進課長 加藤 潤 商工政策課長 竹 内 健 生活環境課長 佐々木 宏 和 健康推進課長 斎 美 藤 晴 福 祉 課 長 佐々木 美 佳 子育て支援課長 齋 藤 和 也 農林水産課長 学校教育課長 佐. 藤 孝 司 菊 圳 新 吾

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

令和3年12月7日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

#### 午前10時00分 開 議

●議長(佐藤元君) ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから日程事項に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください

通告順に発言を許します。初めに13番佐々木春男議員の一般質問を許します。13番。

【13番(佐々木春男君)登壇】

●13番(佐々木春男君) おはようございます。

よろしくひとつお願いいたします。

また、昨日の質問と似たような部分もございますので、どうかご容赦お願いいたします。

それでは最初に、米価暴落でコメ農家危機の救済をということで質問いたします。

私は高校を卒業して、その春から家庭の事情もあり、就農しました。間もなく減反政策が始まりましたが、農協指導部や酒田市にありました「農村通信社」などから、多収技術、うまいコメ作り技術を指導していただきながら今日に至っております。

この間、米価は60キロ2万円を超えたこともありましたが、近年はそうでもありません。今年はコロナ禍の影響もあり、コメ余りの状況で、作付け後も減反調整が行われました。私もその減反に協力しました。

全国知事会や農民団体は「政府備蓄米の追加買い入れなど市場隔離」、「備蓄米を困窮者や子ども食堂などへの支援活用」、「ミニマムアクセス米の削減、中止」を要請してきましたが、政府は「自己責任で」ということで動こうとはしませんでした。国民の食糧を確保し、食糧に困っている国民に食糧を提供し、国民の食糧を作っている農家には、再生産が可能な価格を保障する、これが

本来の政府の仕事ではないでしょうか。

農水省の「コメ生産費調査」によると、直近10年間で生産者米価が最も低かったのは2014年産で9,380円です。この価格は、先の臨時議会で予算が可決された「農業経営緊急対策資金利子助成費補助金」の説明資料に記された、R3 (令和3年)の米単価、60キロの価格9,400円のほぼ同額であります。2014年の生産費は60キロ1万5,416円で、そのうち農機や肥料、農薬など農家が現金支出する「物財費」は9,120円で、物財費と生産者米価はほぼ同じであります。今年の米価の水準では、物財費を支払えば農家の手元にはほとんど残らないことになります。稲作農家の危機といえます。

農業は国民の食糧生産ばかりではなく、環境や国土保全の役割も果たしております。それも多くの農家がいればこそ発揮できるのです。

今年の米価下落でリタイヤする農家を1軒も出さないよう、手厚い手当てが求められていると考えますが、市の対応方針、市長の考えは、をお伺いいたします。

次に、地球の温暖化対策について質問します。

イギリスの気象庁は「気候変動の緊急事態を解消するための取り組みが失敗し、気温が4度上昇 した場合、世界人口の半分が命に係わるほどの暑さに苦しむことになる」と警告しております。

最近の研究では「世界の都市で極端な暑さを記録する日は、ここ数十年で3倍になっている。20 20年夏にはアメリカの人口の4分の1以上が猛暑の影響を受け、吐き気やけいれんの症状に悩まさ れた」としています。

また、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議では「各国が提出した最新の温室効果ガス目標に基づくと、今世紀末までに世界の気温が産業革命前より2.4度上昇する」と発表しました。

このままでは、海面上昇、干ばつ、洪水、熱波、猛烈な嵐をはじめとする異常気象が地球全体に 壊滅的な被害をもたらすことになります。ただ、今回の分析は、今後10年の短期目標をもとに計算 したものですが。

CAT (環境シンクタンク「クライメート・アクション・トラッカー」) の事務局長は「将来に向けた約束はできていたとしても、気候災害を避けるためには、今後数年で思い切った変化が必要だ」と話しております。温暖化に影響を与えてきた、今生きている自分たちが、温暖化防止対策をきっちり実行し、近未来に生きる人々に今の環境を残さないということです。

石炭火力の延命を画策する日本政府は、世界の流れである脱石炭には及び腰で、海外の環境NG Oから抗議を受けております。

自治体レベルでの温暖化対策は重要で、我々が議題とできることでもあります。対策には市行政 と市民の協力が不可欠と考え、以下質問いたします。

- 一つ、温暖化対策に関する市としての取り組み、市内事業所の取り組み状況はどうか。
- 二つ、市民が排出する燃えるごみの量、リサイクルごみの量や質の推移はどのようになっている のかお伺いいたします。

次に、油類の値上がりとそれに伴う物価上昇への対応ということで質問いたします。

現在の原油高は、今の需給だけでなく、将来の需給不足が影響しているといわれております。国 連気候変動枠組条約第26回締約国会議が地球温暖化対策で二酸化炭素排出削減へ結束を示したよう に、世界経済は脱化石燃料へと大きく舵を切ろうとしております。こうした情勢を受け、産油国が 製油施設への設備投資や新規の油田開発に慎重な姿勢をとったことで、事実上の供給制限を織り 込んで原油価格は高止まりしているといわれております。

「産油国が、新型コロナの再拡大に伴う世界経済の停滞と原油需要の急減を警戒していることも大きい。何より産油国にとって採算ラインを久しぶりに超えた現在の価格帯は居心地のいい環境で、増産による原油安を自ら招くリスクを積極的にとる要素はない」、「急激な原油価格の上昇は、回復途上にある世界経済の足を引っ張る恐れが強い」とも報道されております。

原油高が市民生活に与える影響・負担は重く、市の支援・対応が求められると考え、以下の対応策に対する見解を伺います。

冬季に向けた低所得世帯への支援。

漁業、運送業、クリーニング業などへの支援についてお伺いいたします。

次に、全国一律最低賃金を1,500円にということで質問いたします。

自民党は総選挙の公約に「労働分配率の向上に向けて、賃上げに積極的な税制支援を行います」 と掲げています。国税庁の「民間給与実態統計調査」から、資本金規模別に平均賃金を見ると、資 本金10億円以上の企業の労働者の平均賃金に比べ、資本金2,000万円未満の企業の平均賃金は72%、 1億円未満の企業の平均賃金も74%という水準です。企業で働く雇用者数の7割を占める中小企業 の賃上げが国民生活の底上げや労働分配率の向上にとっても重要となります。そのために有効なの は、中小企業に手厚く支援しながら最低賃金を大幅に引き上げることです。

これまで政府は税制の補助金の形で賃上げ支援策を実施しております。例えば中小企業の最低賃金引き上げのための業務改善助成金ですが、2020年度の利用は626件にとどまっております。安倍政権が打ち出した「賃上げ減税」は、2019年度実績で2,269億円。そのうち中小企業への適用は6割ですが、その数は中小企業全体の4%程度です。設備投資への助成やこれまでの減税策では、中小企業には届かないのです。その恩恵が届かないのです。中小企業庁の試算では、売り上げ総利益に占める社会保険料負担の割合、これは2017年度の資料ですが、数字ですが、大企業が9.5%、中堅企業が13.3%、中小企業が13.6%という結果です。企業規模が小さいほど社会保険料の使用者負担は重くのしかかっているということであります。

昨日のニュースでは、岸田首相はこの件で所信を述べておりましたが、その内容が定かではありません。賃金と、それに見合う負担軽減の見直しの働きを求めるものですが――、内容が定かでありませんので、どういうものになるかちょっと見当つかないんですが、中小企業の賃上げのため、市町村レベルで可能な対応として、中小企業が大企業より負担率が高い税制の見直しを、本当の意味の、真の意味の中小企業を助ける、援助するという内容のものを求める、見直しを働きかけるべきではないかと考えます。市長の見解をお伺いいたします。

●議長(佐藤元君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) おはようございます。

それでは、佐々木春男議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、1番目の①についてですが、米の販売状況、コロナ禍の影響により外食需要が落ち込み、令和2年産米の在庫が高止まりしているほか、今後も需要回復が見通せないため、令和3年産米の概算金は大幅に引き下げられ、昨年よりも1俵当たり2,000円ほど低い、このことについては市政報告でも述べさせていただいておるところであります。

こうした状況を受け、先の臨時会では、農家への支援策としてJA秋田しんせいが実施する農家への資金融資策に対する利子助成、これを議決いただき、運転資金も含め、再生産に必要な資金の融資を受ける農家の金利負担がゼロになるようにしたところであります。

米農家にとっては、大変厳しい状況であることは十分承知しておりますが、その上で市の対応方針についてお話をさせていただきます。

まずは米価下落に対する収入補填についてであります。

国の経営安定所得対策の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策や農業共済の収入保険に加入することで農家自身の積立金と国からの交付金により、収入減のおよそ9割が補填される制度ですが、これらの制度に対して現在の加入状況は全体の約5割から6割程度となっております。まずは農家自身の収入減対策として、ナラシ対策や収入保険への加入が大切であると考えておりますので、これらについて加入促進を勧めてまいりたいと思っております。

次に、水稲単一経営から園芸作物との複合経営への移行についてであります。

米価が急激に高騰しない限り、来年以降も状況が大きく変わることはないと思っております。また、米価の変動に関係なく生産費用は毎年かかるものでありますから、農家負担は現状と変わらないというふうに思います。議会でも再三申し上げておりますが、農家自身、あるいは地域ぐるみで高収益作物の導入や有機栽培等による高付加価値米への生産転換、個々の営農から法人化による機械の共同利用、あるいはスマート技術を活用した省人化低コスト化に必要な機械機器設備の導入など、複合経営や法人化、低コスト化を図るためのスマート農業の導入などが重要であると考えております。

そのため、市では複合経営や法人化、省人化、あるいは低コスト化を図る上で必要な設備の初期 投資に対し、国や県、JAと共に支援を行ってまいりたいと考えております。ただし、今回の米価 下落が農家に与えた影響は大きなものと捉えており、農家の経営意欲を衰退させないために、稲作 継続に向けた支援について、同じくJA管内の由利本荘市と足並みをそろえ、前向きに検討をして まいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問に対する答弁をさせていただきます。

地球温暖化対策に関する市としての取り組み、市内事業者の取り組み状況はどうかでありますが、本市では平成21年7月22日に市民、事業者、行政が一体となって、幅広く議論を喚起し、意識を共有し、一人一人の地球環境を守る行動へと発展させるために、地球温暖化防止都市を宣言、取り組みを進めているところであります。

市所役においても平成20年3月に市の事業及び事業について、より一層の温室効果ガスの排出抑制に取り組むべく、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、にかほ市地球温暖化防止実行計画を策定しており、現在は平成30年から令和4年度までの第3期計画を策定し、引き続き取

り組みを進めているところであります。

第2期計画の進捗状況では、市の事務及び事業に伴う二酸化炭素の排出量は、平成23年度を基準として4.8%削減し、計画目標である二酸化炭素排出量を平成23年度から平成29年度までの5ヵ年で1.5%削減するという目標を達成しております。

また、令和2年度の排出量も現在の第3期計画の基準年である平成28年度と比較して、ガス事業の民営化もあり、11.6%の削減となっております。

また、学校施設や公共施設へ太陽光パネルを設置し、空調機器の新設や更新にあたっては、既存の機器より効率の高いものを導入し、庁舎内の照明器具や街灯をLED製に更新するなどして省エネルギーの推進を図っています。さらに市内への風力発電等の再生可能エネルギー施設の立地に対しては、ゾーニングマップを作成し、景観条例を制定するなど、適正な設置を促しております。

市内事業者の取り組み状況については、市では市内の事業者の温室効果ガスの排出量の状況や削減のための計画の状況については、現在のところ把握はしてはおりません。

なお、TDKについては、ホームページからの情報ではありますが、2050年の $CO_2$ ネットゼロ実現に向けて、TDK環境憲章を制定し、環境ビジョン及び環境計画を定めるなど、先進的かつ実践的な取り組みを行っているようではあります。

また、他の市内事業者も、一部ではありますが、毎月の光熱水費の推移をデータ管理するなど、 エネルギー使用の削減に努めているようであります。

②番目のご質問にお答えをします。

市民が排出する燃えるごみの量、リサイクルごみの量や質、その推移はどのようになっているのかのご質問に対するお答えです。

ごみの量やその推移につきましては、平成28年8月より、にかほ市環境プラザが稼働し、粗大ご みの受け入れ、解体、選別等の処理を行っておりますので、平成29年度からの排出量の推移となり ます。

燃えるごみの量につきましては、平成29年度が約7,036トン、平成30年度は約7,132トン、令和元年度は松島町から稲わらの廃棄物を受け入れしたため約7,521トンと増加しましたが、令和2年度は約6,961トンとなり、排出量についてはほぼ横ばいに推移している状況にあります。

環境プラザの稼働により、粗大ごみの受け入れを開始し、利用施設や利便性などが市民へ周知され、年々粗大ごみの処理量は増えていますが、ごみ全体の排出量は横ばいに推移しているというところであります。

リサイクル量につきましては、空き缶、ペットボトルや古紙などの資源ごみに加え、不燃ごみ、小型家電や粗大ごみを環境プラザで選別、分別、解体して、鉄くずなどの資源ごみとして搬出したもの、最終処分で選別し、リサイクル品として搬出したそれらの量は、平成29年度が約1,041トン、平成30年度が約1,130トン、令和元年度が約1,089トン、令和2年度が約1,077トンで、リサイクル率の平均は11.8%になっております。

ごみの総量は平成29年度の9,114トンと比較して令和2年度は8,890トンと減少傾向でありますが、 リサイクル量は横ばいに推移している状況にあります。 ごみの質については、ごみ組成分析を年4回実施しており、平成29年度は平均で紙・布類が37%、合成樹脂類が35%、木竹・わら類などが16%、生ごみが9%、不燃物類が2%、その他が1%となっており、令和2年度も平均で、紙・布類が41%、合成樹脂類が23%、木竹・わら類が14%、生ごみが10%、不燃物類が2%、その他が1%となっております。このように紙・布類が最も多く、次いで合成樹脂類と、ごみ質には大きな変化はない状況にあります。

市では、ごみの資源化、減量化適正処理を推進してまいりました。にかほ市環境プラザの稼働に伴い、単に燃やして埋める処理から、リサイクル可能なものは極力リサイクルをして、それでもなお排出されるものについては焼却を行うとして排出抑制に努めてきております。

環境対策としてごみの減量化やリサイクルの向上は大変重要であります。環境省では、その対策として「三つのR活動」を推奨しております。市もこの活動を推進しております。一つ目のRは「リデュース」、物を大切に使い、ごみを減らすことであります。食品ロスの削減やマイバッグの活用などの活動がこれらに当たります。二つ目のRは「リユース」です。使えるものは繰り返し使うことで、詰め替え用の製品を選ぶことや、いらなくなったものを譲り合うなどの活動であります。三つ目のRは「リサイクル」であります。ごみを資源として再び利用することであります。生ごみ用コンポストの利用や再生して作られた製品を利用するなどの活動であります。

ごみの減量化やリサイクルの向上には、これらの活動への市民の理解と実践が求められます。これからもさまざまな方法で、さらなるごみの減量化、資源化を市民に呼びかけるとともに、市としても推進してまいりたいと考えております。

次に、3つ目、油類の値上がりと、それに伴う物価上昇への対応等についてであります。

①番目です。冬季に向けた低所得者世帯への支援についてお答えをさせていただきます。

このことについては、市政報告などでも申し上げましたが、灯油などの石油製品の店頭価格が大幅に引き上げられている現状を踏まえ、灯油購入費等として1世帯につき1万円の助成を実施します。助成の対象は、生活保護世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、寡婦世帯の令和3年度市民税非課税世帯で、1,900世帯を見込んでおります。灯油購入費等の助成については、石油製品が高騰しました平成20年度、平成25年度、平成26年度にも行っており、助成内容と対象者については前回と同じであります。

しかしながら、12月県議会に追加提案されている補正予算の補助要件にあわせて、今回対象世帯を全ての非課税世帯とする追加提案を明日の本会議へ上程したいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に、3の②についてであります。漁業、運送業、クリーニング業などの業種は、原油価格の上昇により、直接燃料費として影響を受けますから、事業活動を圧迫し、厳しい経営を強いられているということについては認識をしております。

総務省が発表した10月の消費者物価指数では、前年同月比0.1%上昇しております。プラスは2ヵ月連続となっており、原油価格が高騰する中、灯油、ガソリンのほか、電気代も都市ガス代も軒並み上昇しております。

また、ガソリンだけでなく、鉄鋼製品や木材、小麦粉や大豆といった食料品にも値上げの広がり

が見られ、全ての業種及び国民生活全般において影響があるものと考えております。

そこで先般、国による価格抑制策が示され、支援の効果が国民にスピーディーに行き渡るような 対応が重要であるとして、小売価格の上昇の抑制、または国が備蓄する石油の余剰分を放出すると しております。

また、今回の原油価格高騰により、資金繰りが困難な中小企業者に対して、相談窓口を設置することや経済対策には激変緩和措置を盛り込むなどの対策を進めております。したがいまして、現段階でこのような国の政策の施策の効果及び社会状況を注視し、状況を見きわめながら市としても判断をしていきたいと考えております。

次に、4番目、全国一律最低賃金を1,500円に関連するご質問にお答えをさせていただきます。

企業が賃金の引き上げを行えば、当然労働者の収入が増えます。それが消費を増やし、地元企業の売り上げ増につながり、地域経済を根底から押し上げていく力になっていくと考えているところであります。しかしながら、多くの中小企業にとって継続して企業の負担が増加する賃金引き上げは、大変難しい課題となっております。

ご質問についてですが、現行制度の社会保険料負担は、企業規模にかかわらず一律となっております。そのため、売り上げ総利益に占める保険料負担割合は、大企業より収益の低いとされる中小企業の方が高くなる傾向にあります。しかしながら、国の税制の中では、中小企業に対して法人税の軽減措置などさまざまな優遇措置が講じられており、国の根幹をなす税制は多角的な観点から仕組みが構築されているものであることから、社会保険料の負担率が高いということだけをもって判断するのではないと考えております。

また、毎年、秋田県市長会を通じて国への要望をする機会がありますが、県内他市町村の同調を 得られるか分からず、働きかけについては難しいところがあるのかなというふうに認識をしており ます。

- ●議長(佐藤元君) 13番。
- ●13番(佐々木春男君) 農業関係についてですが、市長の答弁にもありましたように、農業経営緊急対策資金利子助成費の補助ということで、市でも応援しているようですが、この資金については無利子とはいえ、来年度以降の米価の動向も分からない中で融資を躊躇する農家の気持ちは理解できるところであります。そして、生産者の平均年齢が70歳ぐらいですので、これを機会に離農する農家の出現が懸念されます。さらには、そのほ場の引き受け手の有無も懸念されるところであります。現在計画されておりますほ場整備事業の中にも、その心配が出てきます。ある農業法人のメンバーの方から伺った話では、法人の収益が昨年の同期と比較して1,000万円の減収であった、そう言うことであります。大面積を耕作している法人でしょうから、そのくらいの数字は出てくるのかもしれませんが、それにしても一般農家同様、法人にとっても大きな打撃であることには違いないと思います。今、農家に必要なのは、来季に向けた生産物資への援助、農家生活に対する援助であります。埼玉県内の複数の自治体では、来年の作付けに向けて種苗費相当額を支援する施策をとっているところもあります。その地域の農家からは、ほとんど全ての農家が対象になると喜ばれているようであります。

私は、このような打撃を受けている農家の助けになる施策を求められているものだと、私は考えます。その辺のところ、種苗の補助だけとはいいませんが、何か検討するというふうな答弁でしたが、それも含めて検討して頂きたいというふうに思います。

それから、環境問題ですが、やはりこれにつきましては、自治体、それから企業、それから一般 家庭、これらが協力してやっていかないと実効あるものにならない、こういうふうに考えるわけで すが、多くの環境団体などがエネルギーの消費を20%から40%減らして、再生エネルギーで電力の、 40%から50%程度を賄えば、CO2、二酸化炭素を50%から60%削減できると言っております。先 ほど申し上げましたように、これを進めるには、企業、家庭、自治体の努力が必要だと思います。 例えば製造業でも、断熱化や電力利用の効率化など、省エネ投資でエネルギー消費量を二、三割減 らし、製造過程で出ていった廃熱も利用するシステム導入でエネルギー消費量を6割から8割削減 できるともいわれております。それから住宅の新築、改築に断熱、省エネ化を進めることも必要で あるといわれております。省エネは、企業でも家庭でも、多くは三、四年で、建物など耐用年数の 長いものでも10年で投資した省エネ費用の回収ができるともいわれており、回収できたものは、そ の後はエネルギー消費減による節約効果が続くということもいわれております。そして、省エネは 我慢や重荷ではなく、企業にとってはコスト削減のための投資であり、家庭にとっても負担減にな る、そういう考え方をもって進めていくべきだというふうにいわれます。そして、自治体も率先し て環境破壊を起こさない、再生可能なエネルギーの利用を図らなければならないと考えます。例え ば、住民と協働で住宅の屋根に太陽光パネルの設置などもあると思います。自治体が率先して企業 や一般家庭と協働で脱炭素化社会へ早急に取り組む必要があると考えますが、今一度市長の考えを お伺いいたします。

それから、全国一律最低賃金の件ですが、企業側も賃金を上げるのはいいけれども、やはり社会保険料、これの負担が大きいということを、「これを無くしてほしい」みたいな、企業の要望では、そこを少なくしてほしい、これが多くの企業の要望だそうです。賃金を上げるからには。そういうことを、これが企業の要望でもありますので、いろんな賃金対策についてやっていると思いますが、企業側はそこが一番重荷になっているということのようですので、ぜひそのところを市だけではもちろんできないわけですけども、国の方にもこのことについては、先ほども申し上げましたように、首相の所信表明で述べております。ただ、分からないのは、その内容がどの程度までなのか分かりませんので、そこを本当に生活のできるような賃金になるように、企業にもそこのところを応援するように、どうか国の方に求めていくことを希望するものであります。

- ●議長(佐藤元君) 佐々木議員、今の最後の再質問、希望すると言ったけども、それは希望では、 答弁はどうしますか。
- ●13番(佐々木春男君) ———。

【市長挙手】

- ●議長(佐藤元君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) 今いただきました再質問に対してそれぞれお答えをさせていただきたいと 思います。

まずは、農家の経営のための補助ということになりますが、確かに今般の状況については大変農業所得が圧迫されて厳しいということについては理解をしております。私どもとしても、これについて全く考えていないわけではないということは、まず申し上げておきたいと思います。

ただ、先ほども答弁申し上げましたように、今日ですね、ほかの議員の一般質問もあります。齋藤進議員でも同様の趣旨の一般質問があって、それの答弁を準備しておりますが、ちょっと先食いする形でお答えをさせていただきますと、影響は大きいものと私どもも捉えておりますので、農家の経営意欲を衰退させないために、稲作継続に向けた支援については前向きに検討していくというところであります。しかしながら、先ほども答弁させていただいたとおり、この地域、JA秋田しんせい管内については、私どもと由利本荘市が、やっぱり足並みを揃えて、私どもだけやる、あっちだけやる、こっちだけやるでは、やはりいろいろな齟齬が出てまいりますので、そこら辺調整をしながら検討をしているという段階にあります。ひとつだけまずは申し上げておきたいと思います。

続いて、2つ目のですね省エネ対策として、企業のみならず各家庭に対しても、その取り組みができるような支援が必要なのではないか、制度導入が必要なのではないかということであります。

確かにおっしゃるように、企業のみならず各家庭においても省エネ対策には、例えば太陽光パネルーつとってもそうですが、それを導入するに対する当初のイニシャルコスト、やはりこれが、やるかやらないかの一番最初の大きなハードルであります。ここの部分をクリアできれば、多くの家庭でもできるのかなというふうには思いますが、では一軒一軒当たりにそれぞれ大きな支援を行政が補助金を出すとなると、莫大な金額になります。そうなると、何がいいのかというのは、やはり精査しなければならないと思います。現時点で担当の方でお答えいただければいいんですが、リフォーム補助金等もあります。わずかなパーセンテージかもしれませんが、そこら辺も含めてですね、もう一度どのような使い方ができるかということは検討はしたいというふうに思います。現在のリフォーム補助金については、議員もよくご存じかと思いますが、そこら辺について、もしほかの制度もあれば担当の方で―、もし答えることがあれば答えていただきたいと思います。ないですか―、分かりました――ということであります。

3つ目の質問です。確かに社会保険料の負担、これを引き下げるということの要望を私どもにかほ市単独で国に要求したとしても、言ってしまうと、かなうものではありません。一方で社会保険制度、国民健康保険も含めてですね、保険制度の持続可能性を考えたときに、これ、誰が負担すべきか、国が負担をして、青天井で負担をしていくべきなのかと考えると、ここもちょっと考えあぐねるところであります。では、中小企業の皆さん、あるいは企業の皆さんに負担を、特に中小企業の皆さんの負担を軽減させることによって、じゃあそのあおりはどこにいくのかというと、現時点で考えられるのは、一人一人の国民に対してあおりがいく可能性が高いというふうに考えたときに、制度の維持、持続性を考えたときに、私としてはなかなか社会保険料の負担を大きく引き下げることを大きな声で述べるには、まだまだ検討すべきことがたくさんあるんじゃないかなというふうに思います。

【13番(佐々木春男君)「終わります」と呼ぶ】

●議長(佐藤元君) これで13番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

所用のため、暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

#### 午前10時47分 休 憩

#### 午前10時59分 再 開

●議長(佐藤元君) 休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、16番佐藤文昭議員の一般質問を許します。16番。

【16番(佐藤文昭君)登壇】

●16番(佐藤文昭君) それでは、質問通告書に沿って一般質問をします。答弁は、できましたら 簡潔にお願いします。

最初に、2期目を迎えた市川市長の政治姿勢について伺います。

市長選挙において見事な戦いぶりをなされ、多くの市民の皆様より絶大なるご支援を獲得され、 当選の栄に浴されたことに、敬意と心よりお祝い申し上げます。

市長の政治姿勢について、①市長選挙において自らを当選させた市民の期待の根源は何であった と考えるか。市民はこれからの市長に何を求め、その期待にどう応えようと考えているか。

また、2期目にあたって市政の諸課題をどう捉え、どのような姿勢で取り組んでいく考えか。

- ②市政運営にあたり、職員の力なくして政策目標の達成はあり得ない。職員に何を望み、何を期待しているか。
- ③地方自治体は、ともに選挙で選ばれる首長と議会の二元代表制の下で運営されている。にかほ 市議会基本条例第4章では、議会と行政の関係が規定されているが、私自身は「丁寧で、分かりや すい資料を基にした議会への説明が不足している」と感じている。例えば、JAガソリンスタンド 土地購入、今回の事業見直しする若者支援住宅等、市長は議会へどのような考えで対応する方針か 伺います。
- ●議長(佐藤元君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) それでは、佐藤文昭議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1番の(1)①であります。先の市長選挙において、市民が私に期待する根源は何であったのかでありますが、これは私が掲げた大きな項目七つの公約に取り組んでいくことで市民生活の底上げを図っていくことに対する期待が信任を得るという形で出現したものであるというふうに思っております。

もちろんこのたびの公約だけではなく、これまでの4年間の実績、実施してきた各種の施策に対して、その的確な必要性や適正性、そして実行力を市民の皆様方に評価していただけたものと恥ずかしながら、自ら述べさせていただきたいと思います。あわせて感謝もさせていただきたいと思います。

私は、にかほ市が掲げている基本理念「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち 住みたいまち」の実現に向け、今しなければならない重要施策を公約として今回七つ訴えてまいりました。1つ目が、若者が躍動するまち、2つ目が、安心して子育てし学べるまち、3つ目が、おだやかにいきいきと暮らせるまち、4つ目が、商工業・農林水産業・観光業の繁栄をサポートする、5つ目が、新たな産業スタイルの確立、6つ目が、にかほ市の知名度の向上、7つ目が、市民に信頼され愛される市役所というふうに挙げさせていただきました。

これまでの4年間の取り組みで人口の減少幅の抑止にはある程度の成果が得られたものと考えていますが、現実としては、いまだに人口減少は進んでおり、引き続き社会減並びに自然減への取り組みを続けていかなければならない大きな課題であると捉えております。

そのためにも今回掲げた公約を成し遂げる上で最も重要な鍵は若者であると思っています。市内に活気を生み出し、そして市内を活性化していくためにも、人口の減少を抑制していくためにも、若い方々に市内にとどまってもらう、にかほ市を選んで住んでもらうことが大切であるというふうに考えております。

施策を進めていく上では、さまざまな政策という歯車のどれか一つでも欠けると回らなくなって しまいます。複数の政策に関連性を持たせ、複合的な事業展開をすることで狙いとする効果を生み 出すことに繋がってまいります。全ては施策が複層的に関係し合うことで、この先10年後、あるい は20年後を見据えたまちづくりと、それを未来に伝えていくための土台づくりに力を注いでまいり たいと思っております。

①です。職員に望むこと、期待することについてであります。

私が1期目の4年間、まず初めに職員に求め続けてきたことは、自ら学ぶことであります。自学であります。人口減少社会の中で、これまで経験したことのない局面を迎えようとする私たちにおいて、若い人たちのアイデア、瞬発力のある発想が必要ですし、中堅やベテランを含め、一人一人が自らチャレンジしていくことが大切だと思っております。そのために必要なものは、過去の古い価値観や慣習だけでなく、確かな知識が必要であるというふうに思います。

昨年来のコロナ禍という前例のない状況の中で、部局を超えて一丸となり、施策の立案や実行に 迅速に取り組む職員の姿を、私は非常に頼もしく感じております。そして、職員一人一人がこの経 験から多くのことを学んだものと思っております。

職員にとっては、あらゆる場面が学びの機会であり、さまざまな学習や経験は多くの知識と価値観、そして多様な判断基準を構築してくれるものと思っております。そして、それらがサービスの質の向上につながり、さらなる市民の信頼を得られることになるというふうに期待をしているのであります。そのためにも、私は今後も自学、自ら学ぶことを職員にしつこく求め続けていきたいと思っております。

③の議会へどのような考えで対応するつもりなのかについてですが、議会は市民を代表する議事機関と位置づけられていますので、議会への対応は市民への対応と同等であると基本的に認識しております。

市議会が取り組んでいる近年の議会改革については、本会議のネット配信も、ワークショップ方

式の議会報告会の開催など、開かれた市議会を目指し、広く市民の声を吸い上げようとする姿勢が顕著であると評価をしております。そうした市議会の対応、特に議員がおっしゃる分かりやすい説明については、市民目線に立つことを最優先にしながら、適切なタイミングで必要十分な内容を分かりやすい手法で行うことが重要であると認識しております。議員の皆さん、そして市民の皆さんのご理解を得られるよう、今後も最大限努力してまいりたいと思っております。

- ●議長(佐藤元君) 16番。
- ●16番(佐藤文昭君) ただいま、職員に望むということで、自らチャレンジすること等と述べま した。それで、職員との対話について、ちょっと私の考えを述べさせていただきます。

市長は人の声に耳を傾け、声なき声を形にするとも述べています。このことは、市長の考えを職員の皆さんは政策を形にして、市民に喜ばれるまちづくりを実践しているのも職員であります。私は地域づくりにはストーリーが重要と思っています。一つの政策があり、職員との意見交換で、この政策がこんな感じで発展してメリットが出る。そして定住人口に繋がり、政策実現として結び付く。市長は二期目の施策として、地域を市内外に売り込むシティプロモーションの推進を掲げています。これまで以上に職員との対話を深めて、市政運営に努めていただきたいと思います。職員との対話について、市長の思いを伺います。

- ●議長(佐藤元君) 市長。
- ●市長(市川雄次君) このことについては、会派代表者質問等でもお答えをしましたが、私個人的には、私の考え方、政策に対する根拠、あるいはストーリー性については、常に職員に対しても伝えております。全職員に伝えるというのは、それは無理です。しかしながら、幹部職員に対しては常に述べておりますし、それが会議を通じて述べられておれば、当然のことながら組織の中で伝えられていくというのは当たり前の話であります。

私としては、常に自分の頭の中のものを表に出して、だからこそこれが必要、結論がこうで、私の目指すところはこうだからこれをやるんだというストーリーは、常に伝えているというところでありますので、この部分については述べておきたいと思います。

- ●議長(佐藤元君) 16番。
- ●16番(佐藤文昭君) それでは、次、2番目の令和4年度予算編成と市の財政の展望、新たな歳 入確保の取り組みを提案する令和4年度予算について。

国の令和4年度地方財政計画は示されていませんが、新年度当初予算の編成方針を伺います。

- ①の新年度予算編成にあたり、現時点で市長の念頭にある目玉、いわゆる主眼とする事業については、施政方針や公約の中で主な事業について述べているので、特に令和4年度で特に実施したいと考えている事業だけを答弁をお願いします。
- ②歳入の主要財源である市税と地方交付税、自主財源等の見込みをどう想定しているか。一般会計の予算規模はどう考えているか。市政報告では、経常収支比率が前年度対比で1.2ポイント悪化、人口減少により市税収入減少が見込まれている中で、積極的に推進する予算を編成するとも述べています。どう予算を組むのか。
  - ③厳しい財政状況下、中・長期の視点で市債の発行、財政調整基金をどう展望しているか。実施

計画3ヵ年の範囲内で答弁をお願いします。後期発展計画の中でも財政計画示されていますので、よろしくお願いします。

- ④歳入確保のため、以下、提案する。見解についてお伺いします。
- (ア)企業版ふるさと納税。

これは、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附したときに最大で約9割を法人の関係税から税控除できる仕組みでございます。企業にとって税の軽減効果や社会貢献のイメージアップとなり、自治体にとっては歳入確保や官民連携の促進につながるメリットがあると考える。導入できないか。

(イ)地方創生テレワーク交付金については、新年度歳入の財源として活用できるのか答弁をお願いします。

●議長(佐藤元君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

- ●市長(市川雄次君) それでは、2番、令和4年度の予算についてについてお答えをさせていただきます。
- (1)①であります。大きな現時点で念頭にある目玉事業についてということですが、令和4年度の 予算編成にあたっては、策定作業を進めている第2次にかほ市総合発展計画後期基本計画に基づい て、これまで取り組んできた各種の施策を推進するとともに、その加速化を図ってまいりたいと考 えております。

重要課題である人口減少の抑制、地域活力の維持、増進、そして市民福祉の向上を目指し、限り ある予算を地域の将来に生かすことに重点を置きたいと考えております。

例を挙げますと、まず一つとして、訪れたい、住み続けたいと思われる魅力あるまちづくりのための施策、また、本市の魅力を積極的に発信していくシティセールス施策をさらに強化し、にかほ市を知っていただく、本市の認知度をより高めていく必要があると考えております。これまでも推し進めている移住・定住促進事業や関係人口の創出、拡大のためのワーケーション推進事業を広げていくとともに、アウトドア活動の推進による体験・滞在型観光地としての魅力を打ち出すと同時に、市民の豊かなライフスタイルを創造、提案し、子どもたちに対する自然体験などの機会を提供する場としてアウトドアアクティビティ拠点施設の整備を進めてまいります。

また、こども家庭総合支援拠点の設置で、全ての子どもと、その家庭及び妊産婦等を対象としたライフステージに応じた切れ目のない支援を目指してまいりたいと考えています。

そして今年度、用地取得を進めております若者支援住宅の整備については、居住福祉の視点から 若者支援策としてニーズに見合った住宅環境の整備を目指してまいります。

また、このほか農業生産性向上と観光資源としての九十九島の魅力向上を図る象潟前川地区の景観保全型は場整備事業、そして、地域を繋ぎ、市民生活の向上を図る象潟大竹線道路整備事業や金浦跨線橋改修事業、女鹿・小砂川間、中磯こ線橋補修事業など、重点事業に位置づけております。

いずれにしても、未だ令和4年度予算に関しては、予算要求作業を行っている段階ですので、ここで細かいところまで答えることはしづらいところでありますが、目玉事業としては、やはり若者

支援住宅の整備と、あとはアウトドアアクティビティ拠点施設整備が重要なものとなってくるというふうに現段階ではお伝えをしておきたいと思います。

次に②番目です。令和4年度の歳入の見込みについてでありますが、まず市税についてですが、 先月11月19日に公表された県内における金融経済の動向や市が行っている景況調査によりますと、 市政報告でも申し上げたところですが、一部業種において一定の回復が見られております。しかし ながら、世界的な原油高が地域経済に及ぼす影響なども考えると、大きな増収は見込めないものと 考えております。

また、固定資産税においては、償却資産の減価などによる減少が見込まれております。一例を挙げますと、本年度課税分で大きな伸びを見せた風力発電施設の1年の償却によって残存価格は大幅な減価となります。このような要素も含め、市税全体としては一定額減少するものと見通しております。

また、地方交付税については、国の令和4年度地方交付税の概算要求において、令和3年度地方 財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされており、普通交付税は令和3 年度の予算額と同額程度を見込めるものと考えております。

一方、総務省が発表した令和4年度地方債計画(案)によれば、地方財政収支の仮試算において、 臨時財政対策債の発行が大幅に減額されており、普通交付税額と臨時財政対策債振替相当額を合わ せた実質的な交付税額は相当程度減少するものと見込んでおります。

増加実績が顕著に表れているふるさと納税寄付額については、今年度当初から倍額の計上が見込まれております。自主財源全体としてはその根幹をなす市税で減少が見込まれますが、本市の将来を見据えた必要とする事業の財源としてみらい創造基金などの特定目的基金を有効活用することにより、令和3年度と同額程度の確保を目指していきたいと考えております。

一般会計の予算規模については、令和4年度当初予算編成時においては、可能な限り歳出の抑制に努め、令和3年度当初予算の139億円並みと仮に定めたいところではございますが、新型コロナウイルス感染症対策の継続を想定すると同時に、収束を見越して国・県の経済対策と連動した取り組みやポストコロナを見据えた施策を展開するために必要とされる予算、これを適正に措置する必要があります。

今後の財政運営を持続可能なものとするために、市の10年後、20年後の姿を見据え、事業の必要性、緊急性を踏まえて、厳格な優先順位付けによる事業の選択と集中をこれまで以上に強力に推進し、徹底していかなければならないと考えております。

次に③です。市債発行、財政調整基金の展望です。

市債については、その残高が約202億円あった平成21年度以降、積極的な繰り上げ償還や低金利な起債への借り換えを行ったことにより、令和2年度末には143億8,000万円まで残高が減少しております。

今後は、世代間における公平性や将来負担の均衡化を図るためにも、市債発行による財源確保が 重要であると考えますが、過度な将来負担を招くことのないよう、市債の発行に関しては財政健全 化の判断比率となる実質公債費比率等の財政指標を注視するとともに、有利な交付税措置のある事 業債を活用することで、引き続き実負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金についてですが、適正な積立額の明確な基準は国からも示されておりません。 しかしながら、本市においては、標準財政規模の15%程度を確保すべきものと考えております。令和3年度の本市の標準財政規模は約91億5,000万円ですので、約14億円が適正と見込んでおります。

一方、令和2年度末時点における財政調整基金残高は約28億3,000万円で、一見すると必要額は十分確保されているように見えますが、大規模災害などの不測の事態が発生した場合には、市民の生活に直結した緊急的な対応措置として財政調整基金の取り崩しは不可欠であります。そしてまた、今後においては、市が管理する公共施設の各種修繕などへの財政需要の増大も懸念されております。したがいまして、あくまでも先ほど申し上げた約14億円という必要額は年度間の財源の不均衡を調整するための目安だけのものであるというふうに捉えていただければと思います。

今後の財政需要の増大により、毎年1億円から2億円程度の基金の取り崩しも予想されますので、 事業実施にあたっては、積極的な財源確保に努め、最大限の特定財源の活用に努め、負担を極力増 やさないようにしてまいりたいと考えております。

また、今年度も寄付額の伸びが見られるふるさと納税の更なる取り組みのほか、あらゆる歳入の可能性を検討し、機を逸することなく将来に向けて真に必要とされるべき取り組みは進めてまいらなければならないと考えております。

次に、④番の歳入の確保のための(ア)企業版ふるさと納税の導入についての見解についてでありますが、企業版ふるさと納税として企業から寄付を受けるためには、地域再生計画、これは地域が行う自主的かつ自立的な取り組みによって地域経済の活性化や地域雇用創造等を実現するため、地方創生プロジェクトをまとめた計画でありますけれども、この地域再生計画、これが国から認定を受ける必要があります。

本市における状況については、企業版ふるさと納税制度が制定された当初における手続では、特定の事業について事前の協議等により寄附をいただける企業からの確約が取れてから地域再生計画の認定申請を行うといった手順であったこともあり、これまで当該制度の活性を積極的に行ってきてはおりませんでした。

しかしながら、令和2年度の税制改正により、地域再生計画は個別事業ごとの認定から、包括的な認定として地方版総合戦略の活用が認められております。新たな財源の確保の観点から、企業版 ふるさと納税については、これを積極的に活用できるよう、検討してまいりたいと考えております。 次に、(イ)です。地方創生テレワーク交付金についてであります。

インキュベーション施設として旧上浜小学校の整備費用や運営に関する費用、また、ワーケーション推進事業に関しても、現在はそれぞれ地方創生推進交付金を活用して取り組んでおります。 ご提案のテレワーク推進交付金については、今後の事業推進にあたっては、有利となる交付金の活用を検討してまいりたいと考えております。

- ●議長(佐藤元君) 16番。
- ●16番(佐藤文昭君) 若干再質問しますけれども、財政調整基金には14億円が適正との答弁ございます。これちょっと古いんですけど、2018年度の調査からですね、市の財政規模は県内では13位、

シェア率——%、全国市区町村では739番、これ2018年度の調査です。15%を基準として積み立てておりますけども、今後の人口減少により税収の伸びも期待できませんので、この財政調整基金に頼るという言葉は適正かわかりませんが、財政貯金15億円じゃなくて、ある程度、現段階は22・3億あるんですが、そのぐらいの財源の確保を考えていませんか、お伺いします。

それから、企業版ふるさと納税について、新たな財源として始めると言うことでございますので、 もうちょっと具体的な進め方について伺いたいと思います。

- ●議長(佐藤元君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) まず、財政調整基金14億円、これは年度間の資金のやりくりに必要な金額というのが14億円ということであって、14億円を超える部分がいわゆる政策的な投資に向かえるお金だと思っております。したがいまして、議員がおっしゃるように、そこの部分の余力を積み増すことによって将来的な安定感をもたらすということについては私も理解はしております。

あわせて、財政調整基金だけじゃなく、先ほどもお話させていただいた「みらい創造基金」、これも政策的に重点に活用できるものでありますので、こういうことについていろいろな基金を、いろいろな形でそれぞれ積み増して安定したものにしていくという考え方については私もこれに同調しますし、そういうふうに取り組みをするようにしていきたいと考えています。

もう一つの企業版ふるさと納税の具体的な進め方については、担当の方で、あればお答えをさせ ていただきます。

- ●議長(佐藤元君) 企画調整部長。
- ●企画調整部長(地方創生政策監)(佐藤喜仁君) それでは、企業版ふるさと納税に関しましての具体的な流れについてお答えをいたします。

市長答弁の中でも触れておりますけれども、企業版ふるさと納税を募集するには、地域再生計画が国の認定を受ける必要がありますので、まずはにかほ市の総合戦略をもってその地域再生計画の認定を受け、それから事業をふるさと納税に関する募集を行っていくという流れを現時点では考えております。

- ●議長(佐藤元君) 16番。
- ●16番(佐藤文昭君) それでは、その次にですね、税外収入についてちょっと伺いたいと思います。

ふるさと納税も税外収入でありますけども、基本は税収を高めて確保することであり、税外収入は財政を補完する一つの手段であります。以前にも質問したことありますけれども、税外収入としてネーミングライツ、命名権、あるいはクラウドファンディング、そしてSuicaといった非接触型のICカードを活用した寄付もあります、今後の税外収入の取り組みについて伺いたいと思います。

それから、ただいま企業版ふるさと納税のことを具体的説明ありましたけども、地方創生テレワーク交付金はテレワーク推進の財源として活用できる交付金でございますけども、この交付金の活用に加えて、今、企業版ふるさと納税を進めるということでございましたので、企業版ふるさと納税で企業から寄附を募れば、より多くの財源を確保しながら今後進めようとするワーケーションシス

テム整備に十分活用ができると思いますので、テレワーク交付金と企業版ふるさと納税を組み合わせた、財源確保について今後の考え方について伺います。

- ●議長(佐藤元君) 市長。
- ●市長(市川雄次君) 税外収入の内容について、細かいところについては、担当の方でお答えします。どういう項目があるか――させていただきますが、今お話いただいたように、税外収入においては、例えば借り換え債や、私ども行政ができることというのは、ビジネスはできませんので、そう考えたときに税外収入で得られるものとして今一度大きいのがふるさと納税関係です。これは今、個人のふるさと納税に主に頼っていますが、企業版ふるさと納税は、企業にとって大分有利になる制度なんですね。そう考えると、企業側の方も、夏頃にあるセミナーである企業の方ともしゃべりましたけども、やはり今後、企業側が企業版ふるさと納税に入り込んでいくということについては、彼ら大手の企業も考えておりますので、そこら辺に私らも適宜、敏感に反応しながら取り組んでいきたいなとは思ってはおったところでありました。細かいところ、必要であれば答弁させます。
- ●議長(佐藤元君) 補足説明、企画調整部長。
- ●企画調整部長(地方創生政策監)(佐藤喜仁君) それでは、税外収入関係についてお答えいた します。

ネーミングライツにつきましては、これまでも取り組めるような施設的なところがあるかないか、 そういったところを含めて検討を進めているところですけれども、引き続きその点は進めていきた いと思っております。

それから、テレワーク推進交付金と企業版ふるさと納税の関係でありますけれども、現在、テレワーク、ワーケーション関係については、地方創生推進交付金を活用して事業を進めています。そういったところとあわせまして、どちらが有利なのかといったところも考えあわせていきたいと思いますし、企業版ふるさと納税については、ひとつの事業を特定して寄附を受けるということになりますので、そういったところに対応してくれる企業があるのかどうかというところも考え合わせて行きたいと思っております。

- ●議長(佐藤元君) 16番。
- ●16番(佐藤文昭君) それでは、3番目のヤングケアラーへの支援が新たな社会課題となっていますので、その現状と方針を確認します。

ヤングケアラーへの対応について。

最近、メディアでの報道が増えている「ヤングケアラー」は、家事や家族・兄弟の世話などを日常的に行っているため、学習や自分のやりたいことができない境遇にある18歳未満の子どもたちです。個人家庭の事情はプライバシーの問題もあり、行政が立ち入りにくい事案と思いますが、子どもたちの健全な成長のためには、行政対応が求められます。

国の令和3年3月のこのヤングケアラーの調査によりますと、中学2年生の約17人に1人がヤングケアラーです。しかし、ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%しかいません。分からないと答えている中学生は12.5%となっています。ヤングケアラーに該当するか分からない状況が現状でございます。

そこで、①家族の介護など「ヤングケアラー」に該当する本市の児童・生徒を把握していますか。 ②該当する児童・生徒へどのように対応しているか。

- ③支援策をどう考えているか伺います。
- ●議長(佐藤元君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) 3番の(1)の①から③についてお答えをさせていただきます。

初めに、日本ではヤングケアラーに関する法律による定義はありません。厚生労働省では、一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。議員のおっしゃるとおり、各家庭の事情や考え方により、捉え方の難しい部分でもあり、行政が立ち入りにくい分野であるということも前提にお答えをさせていただきたいと思います。

①番目の家族の介護など、ヤングケアラーに該当する本市の児童・生徒を把握しているかについてですが、ヤングケアラーについては先ほども申し上げましたとおり、各家庭により、しつけの範囲内や家事分担、役割分担としか捉えていないという状況、あるいは思春期でもある児童・生徒がなかなか学校や友達に対して相談することが難しいという状況、これが多いと思われます。

このような中、程度の差はありますが、ヤングケアラーに近い状況の児童・生徒がいることは把握をしております。

次に、②番、該当する児童・生徒へどのように対応しているかと、支援策をどうしているかについて、これについては③番の支援策をどう考えているかについても関係がありますので、まとめてお答えをさせていただきます。

現在、市が把握しているヤングケアラーについては、ほぼ全て虐待通報により、家庭訪問等を繰り返した結果、把握したものとなっております。市職員や、場合によっては児童相談所の職員と一緒に保護者に対し、虐待に対する指導、支援、助言を繰り返し、日常的な介護や家事負担についても心理的虐待やネグレクトに当たる可能性があることを保護者に伝えながら、保護者の意識改善を図っているというのが現状であります。

- ●議長(佐藤元君) 16番。
- ●16番(佐藤文昭君) プライバシーに関係することで、なかなか突っ込んだ対応はできないような状況でございますけども、ヤングケアラーに近い児童がいるということでございますので、それらの児童・生徒については、児童・生徒達が今どういう状況であるか、たとえば、分かりませんけれども、国の調査によりますと学業に影響する、あるいは交友関係が築けない、体力・健康が損なわれ、進路に影響がある、そういう調査結果があるわけです。市のそういう——、ここまではいきませんけども、ここまでくる前に、前の対応ですね、しっかりと調査で、つかんで、これから対策を進めていただきたいと思いますので、その点について今申し上げました学業に影響するとか、そういう部分についての児童・生徒か何かは、つかんでいる情報、そういう対応はどのようにしておりますか。
- ●議長(佐藤元君) 答弁、教育次長。
- ●教育次長(畠山真姫子君) 学校での状況についてご説明をさせていただきます。

教育委員会の方で把握しているヤングケアラーについては、子育て支援課の把握と一致しております。学校教育課では、各学年に対して児童・生徒の様子を日常的にきめ細やかに監督し、こういったさまざまな何らかの心配がある、疑われる事例があった場合には、すぐに報告するようにお願いしています。学校から報告があった場合は、内容をよく確認して子育て支援課と連携を図り、情報の共有を図り、必要な対応に繋げております。

また、心配される児童・生徒については、教育委員会の教育研究所の不登校対応指導員がおります。こちら不登校に限らず、心配される児童・生徒について、毎月1回定期的に学校と情報交換をして対応にあたっております。こういった情報を学校教育課に報告し、学校と教育委員会と子育て支援課で情報共有の上、段階的な対応をしております。

現在、先ほどヤングケアラーに近い状況の児童・生徒がいることを把握していると申し述べました。そのケースについては、学業における影響は今のところはありません。そういったところが今後どうなるか、きめ細やかにこういった連携をもとに対応しているところです。

ヤングケアラーに限らず、虐待、ネグレクト、さまざまな疑われる事例がありますので、福祉と 教育と垣根をつくらずに連携を図っていきたいと考えているところです。

- ●議長(佐藤元君) 16番。
- ●16番(佐藤文昭君) それでは、4番目の質問に入ります。

効果的な教育のための「授業時数特例校」について、市の方針を確認します。

「授業時数特例校制度」について伺いますけれども、文部科学省は2022年度(令和4年度)から、小・中学校等の授業時数配分について、一定の弾力的運用を特例的に認める「授業時数特例校制度」を導入するとしています。特例校に認定されると、1割を上限に、標準授業時数を下回った教育課程への編入が認められ、別の教科に上乗せできるというもので、特例校として文科省へ申請、認定が必要です。以下、教育長に本市での導入検討のため質問します。

- ①本市での制度導入に関して、見解はどうですか。
- ②導入した場合の学習効果はどのようなものか伺います。
- ●議長(佐藤元君) 答弁、教育長。
- ●教育長(齋藤光正君) それでは、佐藤文昭議員の4の(1)「授業時数特例校制度」についてお答えいたします。

まず、①番ですが、本市での制度導入に関しての見解についてお答えいたします。

平成29年3月31日に告示されました新学習指導要領に基づいて、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から、いろいろな教育活動を実践しております。

今回の学習指導要領で重要視されていることは、言語能力、情報能力、現代社会が抱えるさまざまな問題に対応できる資質能力を育ててほしいと、そのためにカリキュラムマネジメントを推進してほしいということであります。そのカリキュラムマネジメントとは、各教科等を横断し、関連づけた学習を進めていく、そのためには教育課程を工夫し、編成し直し、実践、評価、改善を図ってほしいということであります。

具体的に申し上げれば、今、どこの学校もやっているんですが、防災教育をやる前に、その関連

するのは社会もあります、理科もあります、保健体育もあります、そういう関係する教科、領域そのものを関連づけて学習して防災意識を高めようとしております。また、命の教育をやる場合は、 当然理科も社会も保健体育も必要だし、それに音楽、それから図工、そして道徳と、そういうもの も関連づけて命の教育、命の大事さを教えているというふうなことであります。

今回の授業時数特例校の制度は、今やっているこのカリキュラムマネジメントをさらに深めて、 そして拡大するために導入されたものだと私は捉えております。

確かにこの制度は、学校サイド、学校でいろいろな工夫できるというそういう幅を拡大することは、とてもいいことだと思います。ただ、調べてみると、指定の条件の中に学習内容は絶対に削減してはいけないという、この文章がある、条件があります。つまり、本来、学習指導要領で示されている各教科の標準時数ありますが、その標準時数というのは各教科の内容を完全に学べる最低限の必要な時数であります。だから、ある教科の時数を1割減、それをした場合は、その学習内容が削減しない限りはその内容を学習することが難しくなります。できなくなります。そのようなことから、本市では現在のところ、この制度は導入することはそう簡単ではないというふうに考えているところであります。ただ、各校長先生が自分の学校経営方針をやった時に、この制度を取り入れてやりたいというふうな要望があった場合は、相談に乗り、そして検討していきたいというふうに思います。

新しい学習指導要領に沿った学習は始まったばかりです。現段階では、まずこの学習指導要領の趣旨を確実に理解し、児童・生徒に確かな学力、そしてまた、豊かな心を身に付けさせていくことが、今、肝要だと捉えております。

②の導入した場合の学習効果についてお答えいたします。

この制度を導入することにより、先ほど申しましたように、学校サイドの幅は拡大することはとてもいいことだと思います。そしてまた、言語能力とか、情報活用能力、問題解決能力とか主権者教育、環境教育など、現代的な諸問題に対応できる資質・能力、つまり今求められている資質・能力の育成については、とても効果があると思います。ただ、今求められているこの資質・能力は、各教科の指導でも十分に育てることができるということであります。そしてまた、本市においては、総合的な学習の中心にしているにかほ地域学で、にかほ市の豊かな自然とか、それから文化、歴史、伝統を活用しながら、ふるさと愛、ふるさと教育、環境教育、それから、感謝や思いやりなど和の精神、和の心、そういうものも学ぶことができます。そして、仁賀保高校や民間企業などのICT環境の恵まれた教育環境を活用、充実させることによって、この情報活用能力とか問題解決能力を身に付けることができます。このように本市においては、各教科の学習を十分にやって、そしてにかほ地域学を十分やれば、これらの資質・能力は育成できるものと考えております。

いずれ今後は、各学校で今やっているカリキュラムマネジメントを充実させながら、今回の学習 指導要領が訴えている生き抜く力、そしてまた、今求められている資質・能力の向上を強化できる ように、教育委員会は現場と一緒に頑張っていきたいというふうに思います。

- ●議長(佐藤元君) 16番。
- ●16番(佐藤文昭君) それでは、最後5番の質問に入ります。

由利組合総合病院に見られる医師不足の現状を、市行政がどう捉え、対応していくのか、由利組 合総合病院の医師不足について伺います。

本荘由利地域の中核病院としての由利組合総合病院は、医師不足が見られ、市民からは不安の声が聞かれます。同病院の地域における重要な役割から、本市も運営費補助金等、主に由利本荘市と協調する形で公費を支出、負担してきました。こうした点から以下、質問します。

- ② 同病院の現状を市長はどう受け止めていますか。
- ②これまでの運営費補助金、寄付金講座など、同病院への支出内訳・負担額。資料をいただきま したので、答弁を希望します。
  - ③同病院の医師不足の解消に向け、市が関与する取り組みはありますか。
  - ④同病院の医師の育成、医師確保のため、助成する考えはないかお伺いします。
- ●議長(佐藤元君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) それでは、5番目のご質問にお答えします。

まず①番目、同病院の現状をどのように受け止めているかでありますが、議員もおっしゃるとおり、由利組合総合病院は、由利本荘市のみならずにかほ市の二次医療圏の中核病院であります。地域の医療体制を支える重要な医療機関であります。そのため、以前より両市が協調し、さまざまな支援を行うことで市民の安心・安全な医療体制の確保をしてまいりました。残念ながらコロナ禍のため、昨年度と今年度は中止となっておりますが、毎年、由利本荘市、にかほ市、由利組合総合病院との情報交換会を行い、病院の現況、新規取り組みの情報提供などの連携を図ってまいりました。ですので、病院が抱える問題についても早期の情報共有ができていたものと思います。

医師不足については、由利組合総合病院に限ったものではありません。医師不足の解消に向けて、厚生労働省でも検討されており、外来機能の明確化やかかりつけ医の強化により、地域医療連携を推進してまいりました。また、医師は労働時間が長く、時間外勤務が多いこともあり、医師の働き方改革も進められております。このような取り組みが医師不足の解消に繋がっていくものと考えております。しかし、解消の歩みよりはるかに速いスピードで地域の医療が縮小していっているのが現状であります。それに拍車をかけているのが人口減少であります。由利組合総合病院との情報交換会の際にも、延べ患者数の減少が資料から読み取ることができます。しかしながら、由利組合総合病院は、本荘由利地域の中核病院として救急医療を担っており、高齢者の増加により、近年その重要性は増しております。市民が望む安全・安心なまちづくりについては、医療機関の充実が欠かせません。先に行ったまちづくりアンケートでも優先度が最も高かった事項であります。そういった点からも、由利組合総合病院の維持のためには、今後も由利本荘市とにかほ市の共同の下で取り組んでいかなければならないと考えております。

②の由利組合総合病院への支出内訳、負担額についてお答えします。

資料をご覧いただきたいと思います。

運営費補助金は、由利組合総合病院が由利本荘市、にかほ市の二次医療圏における救急病院であり、救急医療体制を強化し、地域医療体制の充実を図るため、その運営に対して補助金を交付して

いるものであります。平成28年度から700万円を毎年補助しております。

地域医療再来受付システム補助金は、由利本荘・にかほ医療圏域において、地理的交通事情等、 社会条件による地域格差のない医療サービスの実現を図るため、地域から直接再来受付ができるよ う、遠隔地からの再来受付システムを構築しているものであります。にかほ市には3台設置しており、 再来機の運用保守に関する補助金であります。

医療機器整備事業補助金については、平成27年に整備した血管造影 X 線診断装置を5年間分割で補助するものであり、令和元年度に終了しております。

消化管がん予防・検診治療学講座寄付金は、由利本荘・にかほ地域において、効率的な胃がん検診システム構築のための寄付講座であり、支出先は由利組合総合病院ではなく、日本大学となっていますが、由利組合総合病院へ消化器科の医師2名の派遣をいただいて講座を開設していただいておりました。令和元年度からは由利組合総合病院が直接実施主体となり、寄付講座で実施していた由利本荘・にかほ地域の中学生ピロリ菌除菌事業を含む消化管がん対策を行う事業に対し、新たな補助金として支出をしているものであります。

次に、③番、医師不足の解消に向けてでありますが、医師不足の解消に直接関与することは市としては難しいことだと考えております。そのため、由利組合総合病院が医師不足に対して行おうとする取り組みに、財政的な支援を行うなどが現実的であると思います。ただし、地域の医療体制を支えているのは他の医療機関も同様でありますので、中核病院としての役割は十分に発揮できる取り組みであることが望ましいと考えております。

④についてです。医師育成、医師確保のため助成する考えはないかについてでありますが、③でお答えしたように、由利組合総合病院が医師不足や育成に対して行う取り組み、これについては地域住民の福祉に繋がるものであり、病院側から提案があれば、バランスを考えながら検討をしていかなければならないと考えております。

- ●議長(佐藤元君) 16番。
- ●16番(佐藤文昭君) 再質問しますけども、医師不足はですね最低限の医療体制の確保ができない状況をつくっていると思います。地域が必要とする医療に従事する仕組みを拡充することが考えられますが、市長の見解を伺います。
- ●議長(佐藤元君) 市長。
- ●市長(市川雄次君) 議員がおっしゃるように、医師が不足しているということは、地域医療を支える上で極めて大きな課題であります。このことについては、先ほども申し上げましたように、私どもの地域だけの問題ではないということは、まず申し上げておきたいと思います。

先般行われました県との政策共同会議の中においても、県知事と市町村長が行う共同会議でありますが、その中でも要望事項として医師養成の確保と地域医療の充実についてが一つの要望事項として市町村から県側に対して出されておりますし、県から国に対しても同じ要望書が出されているという状況でありますので、極めてこの地域医療を守る上で医師不足を解消するべき取り組みは重要であるということは衆目の一致するところだというふうに私も認識はしております。

【16番(佐藤文昭君)「これで終わります」と呼ぶ】

●議長(佐藤元君) これで16番佐藤文昭君議員の一般質問を終わります。 昼食のため、暫時休憩します。再開を1時10分とします。

午前11時58分 休 憩

午後1時09分 再 開

●議長(佐藤元君) 休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、6番齋藤進議員の一般質問を許します。6番。

【6番(齋藤進君)登壇】

●6番(齋藤進君) 午前中に引き続きの一般質問、よろしくお願いいたします。

まず初めに、市川市長、2期目の就任、改めておめでとうございます。

質問に要る前に、数字の訂正をお願いいたします。 2ページ目の上から 4 行目になりますけれども、10 アール(1 反歩)当たり「1 万8,506円」となっていますが、2 行目の11 万2,506円の10 分の1 ですので「1 万1,250円」となります。ここの訂正をお願いします。

通告書を提出してから3週間ほど経過していますので、状況の改善やら数字など、若干変動していることもございますけれども、その点よろしくお願いしたいと思います。

また、先ほど午前中、佐々木議員からの質問内容と同様の質問というふうになっていますけれど も、それだけ事態は深刻だというふうに受け止めていただきたいというふうに思います。

また、それに対する答弁の内容を伺った後になりますが、それに対しては一歩踏み込んだ答弁を 期待したいと思います。

私からは、長引くコロナ禍の影響と原油高で疲弊する農業者や漁業者、冬季の生活困窮者に対する市独自の支援策が必要と考え、市長にその方針を問うものであります。

コロナ禍で冬季の生活困窮者に対する市独自の支援策に対しても、本定例会において提案がなされております。それについては後で、ちょっと別の角度から質問したいと考えています。

まず初めに、農業を取り巻く影響への対応について質問いたします。

新型コロナウイルス感染が上陸して2年が経とうとしています。ワクチン接種の進行や国民の感染症予防対応、手指消毒、3密の防止や移動の自粛、緊急事態宣言などによって、1年前と状況は改善し、国内新規感染者数は、これは先月15日の新聞のデータですけれども、東京では15日には7人、国内全体でも79人と今年最少となったとございました。また、今朝のさきがけ新聞では、東京で7人、国内全体で60人と、先月15日のデータよりはまた少なくなっているようです。

引き続き新型コロナウイルスの感染防止対策には、怠ることなく、また今新たに新変異株、オミクロン株なども国内で、3例目発症と言うふうに出てますけれども、いよいよ経済活動との両立に向けた社会の立て直しを図る機運が高まっていますが、その中でここに来て大きな打撃を受けているのが、コロナ禍の影響と原油高に起因する第一次産業を取り巻く環境であります。

とりわけ米農家を取り巻く環境の変遷は、社会経済の発展と逆行する形で厳しさを増してきまし

た。米価を見ると1993年、28年前になりますが、60 k g 当たり 2 万円を超えていたものが、毎年のように下がり続け、2003年に一時持ち直したものの2014年には60 k g 当たり 1 万円を割り込みました。以後、微上し、2019年、令和元年ですが――がピークで、それでも 1 万2,000円前後で、翌年2020年には60 k g 当たり800円から1,000円の値を下げています。この年から、コロナの影響によるパンデミック、ロックダウンなどの影響による外出自粛や外国観光客の皆無による外食産業や飲食店での需要が激減し、ボディブロウのように米農家にじわじわと襲いかかってきました。

そして突然、今年令和3年の概算金60 k g 当たり2,000円の値下げです。かなり強烈なストレートパンチが飛んできたような、そんな状況です。とうとう60 k g 当たり1 万円を割り、ひとめぼれで9、400円、他県の銘柄別下げ幅を見ても、軒並み2割から3割下落しています。ペットボトル500ミリリットルに換算すると、なんと65円程度にしかなりません。ミネラルウォーターよりも米の価格の方が安い状況なのです。

収入をざっと見積もっても1反歩10俵あがったという計算なんですが、1反歩当たり約2万円、 1町歩にすると20万円、10町歩にすると200万円の減収になる計算になります。

また、米の収穫までには、燃料代や農薬や肥料代、資材や機械費、人件費など多くの費用がかかります。昨年度令和2年産の農林省の統計によると、10アール、1 反歩当たりですが、労務費以外の経費、物財費が7 万7,777円、労務費が3 万4,729円、合わせた費用の合計が11 万2,506円とする米生産費の調査結果を公表しています。つまり、その現時で10アール、1 反歩当たり1 万1,250円、1 0俵あがる計算にして10分の1 にすると1 万1,250円ですから、1 俵9,400円を差し引くと1,850円の赤字計算になります。いわゆる生産コストが米価を上回っている状況になっています。大変な状況下にあるということです。

また、その減収の9割を補填する「収入減少影響緩和対策」、いわゆるナラシ対策に加入していると、一定のカバーがされますが、ただ、農家の負担があり、実質補填は7割弱になります。これは、この計算というのは1俵当たりの計算というのは実質の販売価格ですので、今のその米の1俵価格とは違ってきます。JA関係から聞きながら計算した結果、恐らくこの販売価格の値段というのは、年を明けた5月にならないと出てきませんが、その段階で7割補填となりますと1俵当たり約1,000円ぐらい保険の方から補填されるのではないかな、というふうには思っています。

いずれにしても20%までの減収で、それを超えると補填しきれない状況であります。加入率は、 午前中の市長答弁にもありましたけども、生産量換算で5割程度です。収入保険に入っている方と 合わせても約6割程度にとどまるとなっています。また、ナラシ対策の補填金の交付は来年6月頃 になるため、それまでの資材費や人件費などの資金繰りが大きな懸念材料となっているようです。

そこで、にかほ市では、概算金の大幅な引き下げによる農家所得の大打撃を踏まえて、出来秋の 償還金や来年度の再生産に及ぶ影響は多大であるとして、運転資金や再生産に必要な資金を確保で きるよう、全農、JA秋田しんせいと負担し合う形で「農業経営緊急対策資金利子助成費補助金」 制度を打ち出しました。影響が長引いた場合でも対応できる融資に対して、利子助成により支援す るもので、関連予算が先の11月臨時会において可決されています。

農家は喉から手が出るほど融資を受けたいのですが、資金はあくまでも借金であるため、体力が

十分でない農家にすると、今後、先行きに好転するような材料が見込めない現状では、融資の申し込みには厳しい決断になると思います。今年度は、過去最大規模の転作拡大に取り組んだ末の米価の下落です。令和4年産でも転作が強化されると、農家には限界感があり、これまで以上に稲作経営は厳しく、離農者が増え、耕作放棄地などの増加等も懸念されます。

加えて、本日の朝刊に「22年産主食用米本県生産目安」が公表されました。21年産よりも1,000 トン減、38万9,000トン、過去最少ということで決定したようです。

面積に換算すると6万7,417ヘクタール、21年度の目安に比べ0.6%、409ヘクタールの減少。これが同年の作付け実績の面積に比べると5.6%減、3,983ヘクタール減らさねばならんという計算が成り立っていきます。3,983ヘクタールというのは、にかほ市の作付け面積1,900ヘクタールの、約、倍というような数字です。

そこで、にかほ市独自の救済手段、こういうものを打ち出してほしいと。国が示す米価下落の対応策としては、米の過剰在庫解消に向けて、生活困窮者や外食業界への販売支援や販売までの保管経費を補助する期間の延長、農家が負担する保管手数料を補填するなどが示されていますが、即効性のある対応が急務であります。

他自治体の例を挙げますと、盛岡市では米農家の経営安定のために出荷経費の一部を支援する。 JAを通して主食用米を出荷している農家に1俵当たり、60kg当たり200円を補助するとしています。10アールにすると約2,000円程度になります。

また、三重県度会町、主食米・もち米作付け面積は、合わせると276.19へクタールで、にかほ市の約7分の1耕地でありますが、米生産継続を支援し、営農意欲の維持と経営安定を図ることを目的に、町の一般財源500万2,000円と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した88万5,000円を総事業費1,388万7,000円に充て、町内の個人農業者や法人等農業者を対象に10アール当たり5,000円の臨時支援金の給付を決定しているところであります。

また、お隣遊佐町でも10アール当たり1,000円、それから青森 J A十和田おいらせ、これは J A独自ですが、全体の予算として 1 億1,000万円。宮城県大崎市、ここでは市の9,000へクタール分の約3 億6,000万円の予算を見込み、10アール当たり4,000円の支給を決めています。

また、福島県喜多方市では、遠藤市長が市独自の緊急対策により、農家の生産意欲向上と経営継続を支援することで、市の基幹産業であり、生命産業である農業を守りたいということで、農家緊急支援2億5,000万円、21年産米へ10アール当たり1,000円の助成というのを決定します。

市長は、コロナウイルス感染症対策は「適時適策」との考えを示していますが、これまで支援の 対象外だった農業への市独自の救済策に関して、市長の見解をお伺いします。

●議長(佐藤元君) 答弁、市長。

#### 【市長(市川雄次君)登壇】

- ●市長(市川雄次君) それでは、齋藤進議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思いま
- (1)(2)とも、先ほどの佐々木春男議員の一般質問の答弁と重複する部分があると思いますので、そのことについてはあらかじめご了解をいただきたいと思います。

まず初めに、(1)番についてです。

議員のおっしゃるとおり、ナラシ対策や収入保険への加入状況は、全体の5割から6割程度でありますので、収入減の9割補填を受けられるのも当然ながら農家全体の5割から6割ということになります。逆から言えば、農家自らが収入減対策としていずれかの制度に加入していれば、加入者全員が最低でも収入減の9割補填を受けられたことになるといえると思います。当然、農家負担は伴いますが、まずは最低限、今年のような米価下落に対応するため、収入減分の補填を受けられるような、農家の方々にはナラシ対策や収入保険への加入を促していかなければならないと改めて感じております。

また、ナラシ対策については、確かに20%までの減収に対する制度ですので、災害によるそれ以上の被害があった場合に備え、ナラシ対策へ加入と同時に、作物共済への同時加入を推奨しているところであり、水稲の作物共済には、ほとんどの稲作農家が加入しているというようであります。なお、ナラシ対策等の補填金の交付が6月頃になるため、それまでの資材費や人件費など、資金繰りについて懸念されておりますが、先の11月臨時会で可決いただいたJA秋田しんせいの資金融資に対する利子助成は、そういった補填金の交付までのつなぎ融資的な利用についても可能ですので、ご利用を検討していただきたいと思います。

また、今回の米価下落に伴い、他県の一部市町村での独自の支援策を実施、または決定しているところもあるようですが、にかほ市では以前より稲作単一経営ではなく、稼ぐ農業への転換を図るため、高収益作物の導入や複合経営の推進、小規模な個々の営農から大規模な法人経営への転換、生産コスト削減のためのスマート技術の導入などを推奨し、国・県とともに施策を講じ、支援を行ってまいりました。今後もその方針に変わりはありません。稲作においても、有機栽培等による高付加価値米への転換など、稼ぐ農業のための農家自らの取り組みに対し、最大限の応援をしてまいりたいと思っております。ですので、先の臨時会で可決していただいたJA秋田しんせいへの資金融資に対する利子助成を、まずは行っていきたいと考えております。

ただし、先ほど佐々木春男議員のときにも申し上げましたように、今回の米価下落が農家に与えた影響は大きなものと捉えております。農家の経営意欲を衰退させないために、稲作継続に向けた支援については前向きに検討をしてまいりたいと考えております。

- ●議長(佐藤元君) 6番。
- ●6番(齋藤進君) ただいま前向きな検討をしていくという答弁いただきました。なるべく早い時期に、その検討を行っていただいて、その結果を示していただきたいと思います。

続いて、(2)です。原油高騰により深刻な影響を受けている漁業や生活困窮者への油類購入費支援 等についてであります。

国民生活や経済活動への影響が懸念されるとして、政府も原油価格高騰等に関する関係閣僚会合などで「農業や漁業に対する燃料費補填制度の着実な実施や運送業の燃料サーチャージ制の徹底、産油国への働きかけをしっかりと行っていく」などとしていますが、このままでは燃料費の高騰がコロナ禍からの経済回復に水を差す結果になります。市民は大きな不安を抱えて年末を迎えることになり、消費の差し控え等、地域経済に与える影響も図りしれないと思います。

また、漁師は「コロナと原油高騰のダブルパンチだ」と言っています。外食産業などの低迷と重油の値上がり、昨年秋には1リットル当たり約70円だった重油価格が現在100円近くに高騰、4割強上がっています。例えば1回の出漁が約30から50kmの漁場の場合、重油約1キロリットル消費するということです。1日当たりにすると約3万円、月額にすると30万円の負担増になるということです。施設園芸農家にも同様のことがいえると思います。

国は「原油高対策の特別交付税は、生活困窮者に対する灯油購入費の助成などを行う自治体に配分する」「原油高の影響を受けやすい施設園芸農家や漁業者、トラック業界への経済安定化策も着実に実施する」と発表しましたが、市民が安心して年末・冬季を迎えてもらうため、地方創生臨時交付金の活用等、スピード感を持った市独自の対応を望むところです。

原油高で疲弊する、特にこれからの若い担い手、漁業者、また、先ほど市長答弁でありましたけども、複合経営などを行っている施設園芸農家、冬季の生活困窮者を支援する市独自策として市長の見解を求めます。

その中で冬季の生活困窮者を支援する対策としては、今定例会において灯油購入費等助成ということで、社会福祉総務費の中の扶助費として、高齢者世帯や障害者世帯のうち、令和3年度市民税非課税世帯を対象として1世帯当たり1万円助成するというふうに上程してあります。早々の対応には評価をしたいと思います。ただし現在、灯油は18リットル当たり約1,900円であります。以前も同様で同額の補助制度を行ったというふうに答弁されておりましたが、1万円の根拠についてお伺いしたいと思います。

## ●議長(佐藤元君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) それでは、(2)番のご質問にお答えをさせていただきます。

具体的には、先ほど佐々木春男議員の一般質問に答弁したとおりでありますが、原油高については、漁業者や施設園芸農家のみならず、全ての業種、国民生活全般において影響があることであります。国が今、価格抑制策を示したところでありますので、まずはその推移を注視して考えていきたいと考えております。

次に、冬場の生活困窮者を支援する市独自策についてですが、市政報告や佐々木春男議員への答弁でも申し上げましたが、灯油などの石油製品の店頭価格が大幅に引き上げられている現状を踏まえ、灯油購入費等として1世帯につき1万円の助成をします。助成の対象は、生活保護世帯、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、寡婦世帯の令和3年度市民非課税世帯1,900世帯を見込んでおりましたが、先ほども申し上げましたように、12月県議会において追加提案されている補正予算の補助要件に合わせる形にして対象世帯を全ての非課税世帯とする追加提案を明日の本会議に上程させていただくというのは佐々木春男議員に先ほど言ったとおりでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

1万円の根拠については、ほかの自治体はですね、とはいいながら非課税世帯全体に対して5,00 0円というのがほかの自治体の実態、県内のですね、その中でにかほ市だけはまず1万円という金額 になっているということは、まずあらかじめ申し上げておきますが、その1万円の根拠ということ については、担当の方でお答えをさせていただきます。

- ●議長(佐藤元君) 市民福祉部長。
- ●市民福祉部長(須田美奈君) それでは、1万円の支給の金額の根拠でございます。こちらにつきましては、使用に関しては各世帯それぞれということもございます。幾らというところは、なかなか算定しづらいところがございます。それで、説明でもありましたとおり、過去の灯油助成実績を基にしまして、その際のその時期の灯油価格、そちらの方でその時期に1万円というところがございまして、それを基に今回も同じような形の助成ということにしております。先ほど市長も答えましたけれども、今回の灯油助成につきましては、ほかの自治体につきましては概ね県の補助要綱であります上限5,000円、若しくは若干上がったとしても6,000円というところが全県の相場でありますが、にかほ市においては過去においても1万円という金額、こちらの方は全県を見ましても高い補助率ということになっております。

以上です。

【6番(齋藤進君)「終わります」と呼ぶ】

●議長(佐藤元君) 暫時休憩します。

午後1時40分 休 憩

午後1時40分 再 開

●議長(佐藤元君) 再開します。

これで6番齋藤進議員の一般質問を終わります。

次に、4番伊東温子議員の一般質問を許します。4番。

【4番(伊東温子君)登壇】

●4番(伊東温子君) 4番伊東温子です。一般質問をさせていただきます。

今回は、多目的福祉施設の運営状況について質問させていただきます。

象潟老人福祉センターの老朽化と改修を求める陳情を皮切りに、多目的福祉施設整備検討委員会の設置・答申、代替え施設を市が整備する計画、最終的には市内の社会福祉法人による施設整備へと変遷した「多目的福祉施設」が令和2年度にようやく完成しました。民間の資本、ノウハウを活用した公民連携を実現する事業をイメージして注目していましたが、「解体された旧施設の機能が十分に継承されているか」「社会福祉法人が『子どもから高齢者まで、誰もが気軽に利用できる施設整備としたい』と提案したとおりに運営されているか」、実際に訪問した経験から、現状については違和感を持ったため質問いたします。

同施設は民間施設であることを理解した上で、市が関与・把握する範囲で答弁を求めます。

- (1)施設の運営状況について伺います。
- ●議長(佐藤元君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) それでは、伊東温子議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、1番の(1)多目的福祉施設の運営状況についてであります。

多目的福祉施設は、令和2年7月に施設の名称を「多目的福祉センター」として開設しております。建物の建設も運営も社会福祉法人象潟健成会で行っているというところであります。

施設内には、障害のある方の地域の相談支援の拠点となるにかほ市障がい者基幹相談支援センターの相談支援専門員が事務室に1人配置されており、施設管理と併せて相談業務を行っている状況であります。この事務室には、旧象潟町老人福祉センターを利用していた象潟地区民生児童委員と、象潟地区の老人クラブが使用できる机、椅子等が配置されております。施設の利用状況としましては、残念ながら昨年度来の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応に伴い、年間を通じての利用日数は多くはありません。象潟地区民生児童委員と象潟地区の老人クラブが役員会や資料作り等の事務で利用するだけとなり、実績としましては令和2年度が6件、令和3年度が11月現在で10件となっております。

- ●議長(佐藤元君) 4番。
- ●4番 (伊東温子君) 私がそこを訪れた時ですけれども、最初はどこにあるか分からなく、聞きながら行きました。何度か行ったんですけど、鍵が閉まっていました。これはコロナ対策かとは思いますけれども、鍵が閉まっていて、なかなか入れず、何回か行った時にようやく中に人を認めて、入れていただいた次第です。そして、中を少し拝見してきました。

その中で先ほど共同の事務室に入っている民生委員の象潟支部の会の方、それから老人クラブ象 潟支部の方にちょっとお話を聞きました。使い勝手はどんなものでしょうというような話だったんですけれど、大変ありがたいのですけれども、すぐには使えない、予約です。これもコロナ禍でそうなのかは分からないんですけど、とにかく私も言われたんですけど、上部に相談してから許可を出します。それから、ここは公民館とは違います、こういう言葉でした。そして、そこを利用している方々に対しても、やっぱりこういう同じような言葉があったと。ここに誰でも使える、子どもからお年寄りまで、障害のある方も無い方も使えるということで、気軽に使えるということだったんですけど、コロナ禍ということもあるので、制限があるのかとは思いますけれども、ちょっとイメージが違っていたなと。そこでやっぱり違和感を感じたということです。それから、またその事務所に入っている人たちに聞きますと、郵便物が、毎日行くわけではないんですけれども、郵便物が届かない。書留が4日ぐらいかかったかな、そういうこともありました。何しろ行くと、鍵が閉まっていますので、なかなか郵便物が受けられないという、これにはちょっと閉口しましたという話でした。

それでは運営状況は、先ほどのようにコロナ禍の中であまり使われてはいなかったというものの、 それではこれ、もしコロナ禍でないとすれば、どういう運営状況であったのか、というよりも、も しコロナが収束した後、この施設はどういうふうな運営をしていくのか、このことについて聞きた いのでありますけれども、同僚議員が何年でしたか、一般質問でこの施設のところを聞いているん ですけれども、その時に市川市長は、この老福センターの代替機能を担うことが主目的の一つであ ると言っているわけですね。それで、そうなんですけれども、それでは、これも含めてですね、じゃあどういう運営をしていくのかということについて質問したいと思います。

- ●議長(佐藤元君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) 再質問にお答えをさせていただきますが、いずれ民間の施設に対して私どもも、先ほど議員もおっしゃっていただいたように、老福センターの代替措置としての機能を果たしていただくことが主目的の一つであったということは間違いありません。

そのために、施設整備については法人にやっていただきましたが、事務関係の備品については私 どもが提供させていただいているということになれば、きちんとした運営、運用を行っていただき たいというのが当初から申し入れているところであります。

しかしながら、今般のコロナ禍において、それがかなわないということも私も何度か行って内見はしていますし、利用のあり方について自分でも一、二度ちょっと中に入りながら試してはいるんですが、確かにすぐに開く施設ではなく、それはどうしてそうなのと聞いたら、やはりコロナ禍ということもあってということを言われたのは確かであります。しかしながら、それが常態化してしまうと、同じことがずっと続きますので、ここら辺については、やはり私からもきちんと申し入れをして、運用のあり方について市ときちんとした取り決めを決めながら、定めながら市民の皆さんがこれまでと同様に、同様にまではいかないかもしれませんが、自由に、かつての老福センターだって私ら、勝手に行って勝手に部屋を使うということはできませんでした。ちゃんと電話を入れて、予約をしてから行っていましたので、そういう状況ではありましたが、ただ、必ず施設には人はいてくれて、行って相談ができる、あるいはお話ができる状況ではありましたので、そういう状況を確保できるのかできないかも含めてですね、きちんとした取り決めを結びながらやっていくということになっていくべきだと思っております。コロナ禍でそれがなかなか進んでいなかったのも事実でありますので、そこら辺については私どもの不備も確かにある。いろいろな混乱にかまけて、ちょっと怠っていたのかなということについては反省をしなければならないというふうに思います。

- ●議長(佐藤元君) 4番。伊東議員、質問は簡潔にしてください。
- ●4番 (伊東温子君) (2)番にいきます。多目的福祉施設整備検討委員会の答申、その後の社会福祉法人との協議の中で、担保・実行された事項、担保されなかった事項は何ですか。担保されなかった事項は、その理由と今後の市の対応方針を伺いたいと思います。

なお、過去の入浴機能、総合相談窓口、社会福祉協議会事務室などは、答申の中にも入れず、市 民の意見としてそのまま述べさせられましたけれども、答申の中には入っておりませんので、この 括弧内の事項につきましては答弁はいりません。

●議長(佐藤元君) 市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長 (市川雄次君) それでは(2)の多目的福祉施設整備検討委員会の答申についてお答えをさせていただきます。

平成25年12月に検討委員会に、一つ、多目的福祉施設の整備について、二つ、多目的福祉施設の整備場所及び規模について、三つ、多目的福祉施設の機能についての3項目を諮問しており、平成2

6年1月に答申の提出がありました。

答申の内容としましては、①多目的福祉施設の整備については、老人福祉施設の老朽化が著しく、 改修は大規模改修となることや、にかほ市総合発展計画後期基本計画で高齢者、障がいのある人、 子育て中の親などが相互交流や活動できる多目的機能を持った施設の整備を検討しますと位置づけ ており、これらを勘案すると新たに多目的福祉施設を建設することが望ましいとあります。

二つ目の答申内容は、多目的福祉施設の整備場所及び規模については、地域福祉の拠点となる施設は、地域の中心地であることが望ましく、多目的に使用するため、象潟公民館との併設のメリットを考慮すれば、テニスコート跡地に建設することが望ましい。構造は平屋建てとし、規模的には老人福祉センター程度が望ましいとあります。

三つ目の答申内容は、多目的福祉施設の機能については、各種活動や福祉の充実を図るため、次の五つの設備を設けることを望むとの意見をいただいております。

五つの内容については、一つが個別相談室、二つが共同事務室とボランティア活動室、三つが各種研修や交流等が幅広く利用できる多目的ホールまたは部屋、四つが入浴施設、五つ目が打ち合わせのできるホール及び駐車場であります。

当初は市で整備を進めようと計画していたものの、平成29年2月に社会福祉法人象潟健成会より地域貢献の一環として施設整備の提案があり、答申内容を踏まえながら協議を重ねて整備に至ったものであります。答申については、入浴施設を除き全て取り入れていただいております。入浴施設については、法人より施設整備の提案がある以前の平成28年12月議会の一般質問の答弁において、横山前市長が民間、公共施設を問わず近隣に入浴施設があることから、風呂の整備はしない方向でいきたいと答えております。

ご質問の中にあります総合相談窓口については、答申の③で施設の機能について説明したとおり、 個別相談室があります。にかほ市障がい者基幹相談支援センターの相談支援専門員が相談に応じて おりますが、障がい者に関する以外の相談にも対応していただくとともに、対応できない部分につ いては関係部署へ速やかに繋いでいただき、連携を図って対応をしているというところであります。

また、令和2年4月には、市と法人との間で覚書を締結しております。内容としましては、施設の市民利用の確保及び施設の良好な管理運営に資するため、施設管理規定を定めるとすること。象潟地区民生児童委員と象潟地区老人クラブが施設で事務を執ることについて便宜を図るものとすること。市民による施設利用の公共性を担保し、あわせて施設利用者への便宜を図るため、施設内備品、什器の調達に関し、市が法人へ補助金を交付するものとするなどを定めております。

施設管理規定については、令和2年7月に法人で定めておりますが、内容としては、施設の利用時間を9時から5時まで、休館日は土曜、祝日、年末年始とすること。利用する際には申請書により申請すること。施設の利用料は、原則無料とするが、研修室の占有利用にあたっては、半日で100円、若しくは200円の利用料となるなどを定めているというところであります。

しかしながら、先ほども言いましたように、開設時より現在までコロナ禍にあり、法人として関連施設において感染者が出ないよう細心の注意が必要であるため、広く市民に周知することを控えている状況となっております。今後コロナ禍の終息を見据えながら、周知のタイミングを図りたい

との考えを聞いているというところでありますが、先ほど言いましたように、きちんとした運営に 関する取り決め等ももう一度検討していきたいというふうに思っております。

- ●議長(佐藤元君) 4番。
- ●4番(伊東温子君) 括弧内(の質問)ではありましたけど、相談窓口というものが出てきました。そして先ほど、市長の説明では、個別相談の相談室もありますし、ここで障がい者基幹支援センターとしての相談も受けている、その他の相談も受けているということでしたけれども、この相談員と先ほどの質問で答えていただいた施設の中に1人職員を置くという、これに関しては同じ、兼務というかそういう形なのか、それとも別々で2人なのか。私が行った時は2名の人が携わるということだったんですけど、その方たちは特養の兼務もしておられたんで、忙しいときはそこからお出になってカギが掛かっていて、そして電話で連絡してくださいという、携帯電話がありました。それとあとは郵便物については、後から行った時は、郵便物は特養の方に、誰もいなかったら置いてくださいというようなことだったんですね。ここの施設にいる職員というのは、さっきお答えいただきましたけれども、もう一度改めてお聞きします。何人ですか。
- ●議長(佐藤元君) 市民福祉部長。
- ●市民福祉部長(須田美奈君) それでは、多目的福祉センターに常駐する職員というところの人数についてお答えいたします。

こちらの方は、先ほどから障がい者基幹相談支援センターに1名というところで配置となっているというところでございます。

- ●議長(佐藤元君) 4番。
- ●4番(伊東温子君) それでは、その1名の方が専門の障害者基幹相談支援センターの職員で相談員である、ということでよろしいと思いますけれども、この方がその他の相談も受けているというような話がありましたけれども、件数的にはどんなもんなんでしょうかね。あそこは障がい者の基幹支援センターと銘打ってありますので、それに関した相談は来るでしょうけれども、その他の相談というのもあるのでしょうか。ざっとした件数でよろしいです。どのような相談なのか。
- ●議長(佐藤元君) 市民福祉部長。
- ●市民福祉部長(須田美奈君) それでは、障がい者基幹相談支援センターの方への相談件数というところでお答えいたします。

令和2年度につきましては、7月から3月までの9ヵ月で1,190件、月平均にしますと132件相談がありました。令和3年度につきまして、11月までの8ヵ月間で943件ということになります。こちらは相談件数、全てということになりますので、基幹としての相談件数、それからそれ以外の相談件数として分けてはおりません。ただ、相談者につきましては、どこに相談をしていったらいいか分からない、若しくはそこが求める相談の場所か分からないで相談に行くこともございます。なので、こちらの方の支援センターの方に、例えば障がい以外のことで相談があった場合ですね、この職員が福祉課の方に繋いだりとか、長寿の方に繋いだりとか、そういった形で、その相談に来られた方の目的に合わせて相談場所を繋いでいただくといったことで連携を図っているというところでございます。

- ●議長(佐藤元君) 4番。
- ●4番(伊東温子君) (3)の質問にいきます。誰でも気軽に利用できる施設となるため、市の関与・ 支援を考えているかということです。
- ●議長(佐藤元君) 市長。

### 【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) (2)でもお答えしましたように、コロナ禍によって広く市民に周知することを今のところ控えている状況であるというところでありました。今後、コロナ禍の収束を見据えながら、市としても広報紙や市のホームページ、法人は法人等での独自に広報紙等での周知のタイミングを図りながら周知をしていくと。そこら辺についても法人と協議をしながら行っていきたいと思います。

私としても、この施設は立地場所としては大変良好な場所だと思っています。利用するには良い場所だと思っていますので、コロナ禍で控えていた周知活動について支援をしていきたいと考えておりますし、できるだけ多くの人が利用できるような環境をつくり出すための、当然お互いの意見交換、あるいは取り決めをしていかなければならないというふうに思っています。施設の管理規定は、あくまでも管理規定であります。実際の運用についてきちんと行政と法人等が話をして、市民に喜ばれるものになるように、当初の目的に資するような運営になるようにしていかなければならないというふうに思います。

- ●議長(佐藤元君) 4番。
- ●4番(伊東温子君) 私は老福センターの代替というか、機能を担うのが主目的の一つというのがあったので――。金浦の百歳館を訪れました。そのときに、なぜ行ったかというと、金浦地区の人たちが困ったときには百歳館に行く、行けという、そういう合い言葉みたいなのがありまして、この間訪ねましたら、ちょっとした工事用の鉄板でお年寄りの押し車が段差で非常に通りにくかった、そういうことも相談しているんです。で、建設課に繋げていただいて、そこを直してもらったんですよ、そういうこともありました。とにかく困ったら、まずとにかくあそこに行けば大丈夫、これが福祉というものの原点だと思うんです。そして、みんなが安心できる、安心して暮らせるというのが福祉の力で、福祉だと思うんです。それで、私は実はあそこに人がいなかったり、それから、相談っていうこういう大切なね、この施設がなるにあたって、非常に相談窓口が欲しいんだ、総合的な相談窓口が欲しいんだという意見は、どんどん出されました。この施設を構想する上で、みんないろんな夢をこの施設にかけたような気がします。それがぼろぼろぼろと解体されていって、それで結局は民間の施設になった。民間だから言えないよ、こういう感じで終わってしまったんです。でも今、市長のお話を聞くと、そうではないと。これからきちんとやっていくということで、ほっと一安心しました。

そこで先ほどの相談についてですので、福祉の原点となる声なき人の声を聴くというのを市長よくおっしゃるんですけれども、そういう声も拾っていけるように、そういう窓口が欲しいなと常日頃思っているんです。そして、そのために、実は3番目の質問は、もし介護のこととかいろんなことで民間の方が職員を派遣するのが大変であれば、よく福祉のことを知っている職員、庁舎から派

遣という形で相談員というんでしょうか、そういうものを考えたんです。社協に来ていただければ スムーズだなと思ったりもしました。ところが、社協はやはりいろんな業務があって、今大変らし くて、相談の部門でも大変で、相談を受ける時間でも業務がこなせなくなっているような、今大変 な時期だらしいですよね。それで私は、この支援というのは、実は庁舎の方からそういう詳しい方 を派遣できないかということだったんです。本当にこの目的の相談窓口に行くまでのいろんな道の りを考えれば、まずとにかく自分の悩みを聞いていただいて、どうしたらいいんでしょうというよ うな窓口が欲しいなと、そういうふうに思ったものですからこういう質問をしたのです。

それで、先ほど基幹支援センターの職員の方がその担当にあたられているということでしたけれども、もしもっと充実したことを考えるのであれば、市の支援、そういう形でできないものかどうか伺います。

- ●議長(佐藤元君) 市長。
- ●市長(市川雄次君) 私が以前から言っているように、人々それぞれ生活の場面、あるいは様式、 あるいは暮らす地域によっても、悩み事とか相談したいことというのはそれぞれ異なります。私は いつも言うんですが、相談窓口はいくらあってもいい。1個に絞るべきではない。例えば、「エス パーク★にかほ」をつくらせていただきました。子供の、キッズ、サブアリーナの方は子どもたち が多く利用していただいています。そうすると、親も来ます。そうすると子育てに関する相談も受 けれるような仕組みができればいいねなんていう話は担当の方にもしますが、そこでやはり問題に なってくるのは人的資源の問題です。やはりどのくらい、行政のプロであれば、どういう相談を受 けても、それを担当に回すということはできますけれども、なかなか民間の方とそこまで連携でき るかというと、今のところまだできていないのはあるかもしれません。ただ、今、先ほど金浦の百 歳館の話をいただきました。やはり地域に根差した活動をされている百歳館の皆さんの、やはり地 域の人たちからの信頼の厚さを改めて痛感しているところでありますし、私もあそこの施設に通っ ていたときは、本当に話しやすいし、いろいろなことを相談しやすい場所でありましたので、なる ほど言い得て妙だなというふうには思っております。そのような施設に育て上げるのも、私どもの 役割であると思いますし、請け負った側の民間事業者の役割でもあると思います。その時点で市の 職員を出せといわれても、なかなか実は、正直、それだけの今、余力がないというのもありますの で、そうではないところで何とかバックアップできるか、あるいは金浦の百歳館のように、そこで 成長していけるようになるかどうかも含めてですね、少し私どもの方も努力をしていけるようにし ていきたいというふうには思います。議員がおっしゃるように、繰り返しになりますが、職員を1 名派遣してというのは、正直難しいといわざるを得ないということだけは覚えておいていただきた いなと思います。
- ●議長(佐藤元君) 4番。
- ●4番(伊東温子君) それでは、この多目的福祉センターですか、これを福祉の拠点となるように、民間と行政でもって、いろんな取り決めをして、きちんとしたものを私たちにも示していただきたいし、それから、その中で、その拠点にふさわしい相談窓口の設置がなされることを願って一般質問を終わります。

●議長(佐藤元君) これで4番伊東温子議員の一般質問を終わります。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 本日は、これで散会します。

午後2時15分 散 会